

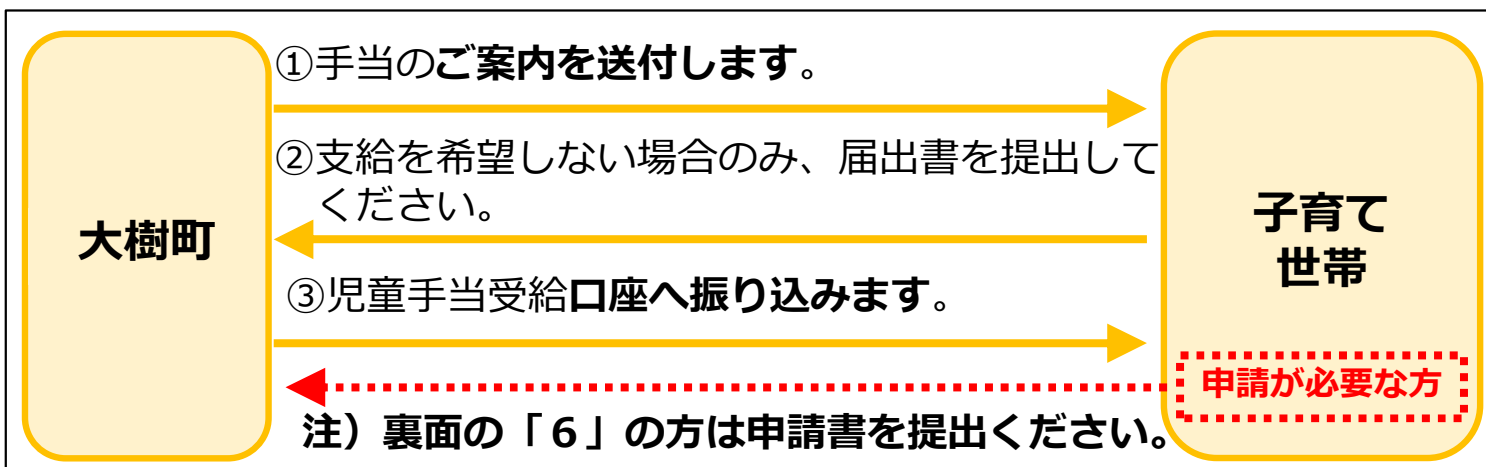
政府の **物価高対応子育て応援手当** のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則 **申請は不要** です。

注) **申請が必要な方は裏面「6」**をご覧ください。また、支給を希望しない場合は、令和8年1月23日(金)までに、届出書を裏面記載の窓口まで届出ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分(※)**の児童手当の支給対象児童(※令和7年9月に出生した児童については10月分)
- (2) 令和7年10月1日から**令和8年3月31日まで**に出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の**児童手当受給者**、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童 1 人につき **2 万円** (1 回限り) です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

大樹町では2月13日から順次支給を開始する予定です。以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なる場合があります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

令和7年10月支給時(※)の児童手当受給口座に振り込みます(※令和7年9月以降に出生した方は、児童手当支給のために届出いただいた口座に振り込みます。)

(2) 申請を行った保護者(「6」の対象者)

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年3月末までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

・所属庁から児童手当を受給している公務員の方

所属長から申請用紙の交付がありますので、振込口座等の記入、振込口座を確認できる書類の添付を行い、住民登録のある市町村に申請してください。大樹町に住民登録のある方は、令和8年1月13日から令和8年4月10日までに申請ください。申請期限を過ぎると交付できません。

7. こんなときはどうなるの？

■引越した場合はどうなりますか？

9月分(令和7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当を支給した市町村(特別区含む)から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。申請書には所属庁が対象児童数を証明するため、証明印が必要です。証明印のない申請書は受付できません。

町HPはこちらから



お問い合わせ先(大樹町役場住民課)

「物価高対応子育て応援手当」窓口
電話：01558-6-2116
(受付時間：平日8:30～17:15)

お問い合わせ先(国)

こども家庭庁 コールセンター
電話：0120-252-071
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに大樹町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに大樹町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。